

浄化槽工事業の登録・届出 Q&A

山梨県 建設業対策室

1. どのような場合に浄化槽工事業の登録（届出）が必要ですか。

浄化槽工事業を営むには、工事を行う現場のある都道府県ごとに浄化槽工事業の登録又は特例浄化槽工事業の届出を行う必要があります。

2. 登録と届出どちらの申請を行えば良いですか。

建設業許可のうち土木工事業・建築工事業・管工事業のいずれかを取得していれば届出（特例浄化槽工事業者の届出）を、それ以外の場合は登録の申請を行ってください。

3. 他県で登録（届出）があれば、山梨県内で工事を行うことは可能ですか。

山梨県での登録（届出）がない場合は、施工できません。工事を行う現場のある都道府県ごとに登録（届出）をする必要があります。

4. 登録（届出）の有効期間はありますか。

登録の場合は、5年間です。引き続き浄化槽工事業を営む場合は、登録の有効期間満了の30日前までに更新申請をしてください。

届出の場合は、有効期間はありません。そのため更新の手続きは必要ありませんが、変更の届出は必要になります。

※5年ごとの建設業許可更新に伴い、建設業許可番号【例：山梨県知事許可（般-1）第0000号→山梨県知事許可（般-6）第0000号】と、建設業許可日が必ず変わります。この場合でも変更の届出が必要です。

5. 申請様式はどこで手に入りますか。

以下2つの入手方法があります。

- ① 山梨県庁のホームページからダウンロード
<http://www.pref.yamanashi.jp/kentai/jyoukasou.html>
- ② (一社)山梨県管工事協会で購入
甲府市下石田2-30-25
TEL：055-227-2811

6. 申請手数料はいくらですか。

各種申請に必要な手数料につきましては、以下のとおりです。

申請区分	手数料額
浄化槽工事業登録 新規	33,000円
浄化槽工事業登録 更新	26,000円
特例浄化槽工事業届出	なし
各種変更届	なし

※ 山梨県収入証紙を購入し、納めてください。県庁本館地下の売店等でも購入できます。

7. 郵送申請はできますか。

郵送でも申請を受け付けています。郵送で申請する際は、返信用封筒としてレターパックを同封してください。

8. 更新申請が受理されましたが、登録期限の満了日になっても通知が届きません。

通知は通常、更新日に発送されます。なお、更新申請に対する処分がなされるまでは、満了日を過ぎていても従前の登録が有効です。

9. 届出の場合、届出通知がないようですが、届出の証明はどうすれば良いでしょうか。

山梨県の受理印が押印された「特例浄化槽工事業者届出書」副本が、特例浄化槽届出業者であることを証する書類です。副本には届出番号・届出年月日が記入され返却されます。

10. 浄化槽工事業登録業者が建設業許可のうち土木工事業・建築工事業・管工事業のいずれかを取得した際は、どのような手続きをすればよいですか。

「特例浄化槽工事業者届出書」と添付書類一式を提出してください。浄化槽工事業登録は、建設業許可のうち土木工事業・建築工事業・管工事業のいずれかを取得した際に自動的にその効力を失うため、浄化槽工事業登録の廃業届の提出は不要です。

11. 特例浄化槽工事業者が建設業許可を喪失した場合は、どのような手続きをすればよいですか。

廃業届を提出してください。建設業許可を喪失した後も浄化槽工事業を営む場合は、新たに浄化槽工事業の登録が必要になります。

12. 浄化槽設備士の営業所への設置について、他の営業所の浄化槽設備士と兼務することは可能ですか。

不可です。他の営業所において設置が義務付けられている浄化槽設備士になっている者は兼務できません。